

1

自然公園区域の確認

滋賀県には、琵琶湖国定公園をはじめ、5つの自然公園が指定されています。右の二次元コードから自然公園区域（特別保護地区、第1種～第3種特別地域、普通地域）を確認ください。区域境界付近などの詳細は、以下④の窓口に備付けの縦覧図面（1/2500）にて確認ください。



↑しがマップ↑
⇒メニューを開く
⇒自然公園を選択

2

許可が必要な行為の種類

※特別保護地区および特別地域内において以下の行為は許可が必要です。

- ✓ 工作物の新築、改築、増築
- ✓ 木竹の伐採
- ✓ 鉱物の掘採、土石の採取
- ✓ 水位、水量に増減を及ぼさせる行為
- ✓ 広告物の設置
- ✓ 物の集積、貯蔵
- ✓ 水面の埋立、干拓
- ✓ 土地の形状変更
- ✓ 高山植物等の採取
- ✓ 工作物等の色彩変更

※特別保護地区は以下の行為についても許可が必要です。

- ✓ 木竹の損傷
- ✓ 植栽
- ✓ 動物を放つこと
- ✓ 火入、たき火
- ✓ 植物の採取、損傷等
- ✓ 動物の捕獲等
- ✓ 車馬、動力船、航空機の使用、着陸等

3

許可基準

	法・条例	滋賀県自然公園管理計画書
国定公園	自然公園法施行規則第11条 (引用関係整理表)  pdf →	
県立自然公園	滋賀県立自然公園条例施行規則第21条	↑ pdf ↑

4

事前相談・申請書提出

行為の場所および行為の種類に応じて、事前相談および申請書提出先が異なります。なお、事前相談は予約の方優先となりますので、予め電話にて予約をお願いします。

事前相談・申請書提出窓口	電話番号	行為の場所	行為の種類	提出部数	申請書
自然公園室	077-528-3481	大津市内	全ての行為	2部	
		大津市以外	下記以外の行為	3部	
南部 甲賀 東近江 湖東 湖北 高島	077-567-5444 0748-63-6133 0748-22-7758 0749-27-2255 0749-65-6650 0740-22-6066	草津・守山・栗東・野洲 甲賀・湖南 近江八幡・東近江・日野・竜王 彦根・豊郷・甲良・多賀・愛荘 長浜・米原 高島	各環境事務所 所管地域 電力柱、電話柱、 照明灯、電線、 電話線、通信 ケーブルおよび 治山事業施設の 新築、改築、増築 木竹の伐採	3部	↑県HP↑ 行為の種類によって様式が異なります。添付図面等については、申請書の備考を確認ください。

※2つ以上の環境事務所所管区域に係る行為の場合は、自然公園室に申請書を提出ください。
※自然公園室に申請する内容であっても、各環境事務所では受付は可能です。

5

標準処理期間

27日（土日祝日等および補正等に係る日数は含まない）

許可証の受け取りは、滋賀県庁または各環境事務所に来訪ください。返信用のレターパックを申請書提出時に同封いただくと郵送も可能です。

6

許可証 受け取り

完了届は、許可条件として付された場合に必要です。許可証の許可条件欄を確認ください。

における行為届出の流れ

1 自然公園区域の確認

滋賀県には、琵琶湖国定公園をはじめ、5つの自然公園が指定されています。右の二次元コードから自然公園区域（特別保護地区、第1種～第3種特別地域、普通地域）を確認ください。区域境界付近などの詳細は、以下④の窓口に備付けの縦覧図面（1/2500）にて確認ください。



↑しがマップ↑
⇒メニューを開く
⇒自然公園を選択

2 届出が必要な行為の種類

※普通地域内において以下の行為をしようとする場合は届け出なければいけません。

✓次の基準を超える工作物の新築、改築、増築

建築物：高さ13mまたは延面積1,000㎡、

船舶の係留施設：長さ50m、

索道：傾斜巨長600mまたは起点と終点の高低差200m、

遊戯施設（建築物を除く。）：高さ13mまたは水平投影面積1,000㎡、

太陽光発電施設：同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡

✓特別地域内の水位（水量）に増減を及ぼさせる行為

✓鉱物の掘採（土石の採取）

送水管：長さ70m、

ダム：高さ20m、

鉄塔：高さ30m、

鋼索鉄道：延長70m、

別荘地の用に供する道路：幅員2m、

✓広告物の設置

✓水面の埋立（干拓）

✓土地の形状変更

3 取扱方針



滋賀県自然公園管理計画書→

4 事前相談・届出書提出

行為の場所に応じて、事前相談および届出書提出先が異なります。

なお、事前相談は予約の方便先となりますので、予め電話にて予約をお願いします。

事前相談・届出書提出窓口		電話番号	行為の場所	行為の種類	提出部数	届出書
自然公園室		077-528-3481	大津市内	全ての行為	2部	 ↑県HP↑ 行為の種類によって様式が異なります。添付図面等については、届出書の備考を確認ください。
南 部	草津・守山・栗東・野洲	077-567-5444	各環境事務所 所管地域	全ての行為	3部	
甲 賀	甲賀・湖南	0748-63-6133				
東 近 江	近江八幡・東近江・日野・竜王	0748-22-7758				
湖 東	彦根・豊郷・甲良・多賀・愛荘	0749-27-2255				
湖 北	長浜・米原	0749-65-6650				
高 島	高島	0740-22-6066				

※2つ以上の環境事務所所管区域に係る行為の場合は、自然公園室に届出書を提出ください。
 ※自然公園室に申請する内容であっても、各環境事務所では受付は可能です。

5 行為の着手

届出をした日から起算して30日を経過した日

通知文の受け取りは、滋賀県庁または各環境事務所に来訪ください。返信用のレターパックを届出書提出時に同封いただくと郵送も可能です。

6 通知書 受け取り

完了届は、留意事項に記載された場合に必要です。通知書の留意事項欄を確認ください。